

総合取引契約に関するご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

書面による契約の解除について

総合取引契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

費用について

総合取引約款の締結及び契約の維持にかかる費用はございませんが、当社は、お客さまから「総合取引約款」に定める手続き等の費用として、場合により振込みにかかる事務取扱手数料等をいただくことがございます。

【契約締結前交付書面】

総合取引契約の締結にあたっては、この書面の記載事項を十分お読みのうえ、お申込みください。

総合取引契約の概要

当社において取り扱う投資信託のお取引にあたりましては、お客さまと当社との間で総合取引約款に基づく総合取引契約を締結いただきます。当該契約は、投資信託の買付、解約のお申込みや、定期積立プラン、ネット取引、電子交付等各種サービスのお取扱いについて定めております。詳細につきましては総合取引約款をご参照ください。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第2項の規定に基づく第二種金融商品取引業及び金融商品取引法第28条第4項の規定に基づく投資運用業です。当社において、ファンドのお取引を行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、当社にて振替決済口座を開設することが必要となります。
- ・お取引のご注文に際し、原則として、あらかじめ当該注文に係る代金の全額を当社の指定する銀行口座にご入金いただいた上で、お客さまに買付される投資信託を選択していただくことで、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただきましたお取引が成立した場合には、契約締結時交付書面である取引報告書を、郵送又は電磁的方法によりお客さまにお送りいたします。
- ・お取引をされたお客さまには、取引報告書のほか、取引残高報告書を、3か月(直近に取引残高報告書を作成した日から1年間、お客さまの間でお取引が成立しておらず、又は当該受渡しを行っていない場合であって、投資信託の残高があるときには、当該日から1年を

経過する日) ごとに交付します。

総合取引契約の終了事由

総合取引契約は次のいずれかに該当したときに解約されます。

- (1) お客様から、当社の定める方法により「総合取引」解約のお申出があったとき
- (2) お客様が「総合取引約款」に違反したとき
- (3) お客様が、非居住者となられたとき。ただし、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款（非課税口座約款）に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合等を除きます。
- (4) お客様の権利に帰する投資信託の残高などがなくなった後、一定期間経過したとき
- (5) 法令諸規則などに照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間をおいて解約を申し出たとき
- (6) お客様が、当社との取引において脅迫的な言動又は暴力的な行為をした場合において、当社が解約を申し出たとき、その他やむを得ない理由により、当社がお客様との取引の継続が望ましくないと判断した場合において、当社が解約を申し出たとき
- (7) お客様及びお客様の代理人が「総合取引約款」第 4 条に定める「反社会的勢力」に該当する、又は「反社会的勢力」に対して資金を提供し若しくは便宜を供与するなどの関与があると判明し、又投資信託協会規則「受益証券等の直接募集等に関する規則」に基づき、当社が解約を申し出たとき
- (8) お客様の事情により、当社が、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認が完了できないとき、又はお客様より当社が定める確認書類又は資料の提出がないとき
- (9) 当社が法令で定める本人確認等を行うにあたってお客様について確認した事項及び当社が定めるお客様等情報又は具体的な取引の内容に関する各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになったとき
- (10) お客様の口座が国内外のマナー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関連する法令等、若しくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると合理的に認められるとき
- (11) 当社が「総合取引」に関する業務を営むことができなくなったとき、又は当該業務を終了したとき
- (12) お客様について相続の開始があったことを当社が知ったとき

当社の概要

商 号 等 : セゾン投信株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 349 号

代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 CEO 兼 COO 園部 鷹博

本店所在地 : 東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60

加入協会 : 一般社団法人 投資信託協会

設立年月日 : 2006 年 6 月 12 日

資本金 : 10 億円

主な事業 : 第二種金融商品取引業、投資運用業

お問合せ先 : セゾン投信お客さま窓口 Tel 03-3988-8668

(受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝日、年末年始を除く))

ホームページ : <https://www.saison-am.co.jp/>

(委託会社の情報については 2023 年 11 月末日現在のものです。)

苦情処理措置及び紛争解決措置

当社は上記加入協会から苦情の解決及び紛争の解決の斡旋等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター (連絡先: 0120-64-5005) を利用することにより金融商品取引業者等業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。